

7月9日	神奈川大学評論93号
再校	神奈川大学様 本文
13	
CS 5.5	2頁
	9頁
	8頁
	(株)精興社
	0020041744

## 新たな「壁」思考へ

—「ベルリンの壁」崩壊から三〇年—

水 島 朝 穂

—はじめに—三〇年前のDer Spiegel  
数ヶ月かけて、自宅や仕事場の書物を大量に処分した(一)。自宅書庫の移動式書架の奥には、ドイツの週刊誌『Der Spiegel』のバックナンバーも山積みになっていた。三〇年前から定期購読していくて、毎週航空便で届くので、その都度読んでは、論文や授業の素材に使ってきた。読み終わると書庫に積んでいく。今年に入り、「終活」の一環としてこれらをすべて処分することにした。居間に運んで積み上げ、一冊ずつ表紙を外し、特集記事(一〇数頁)を切り抜いて、ホチキスでとめ、保存用とする。この「分別作業」を、五月の一〇連休を使ってやった。週刊誌なので年五二冊。三〇年分で一五

〇〇冊以上。縦に積み上げると九メートルにもなるが、最終的にこれを三〇センチほどの高さの保存資料に「圧縮」して、ファイルに入れた。残りの山はすべて町内会の資源(廃品)回収に提供した。

この作業中、手が止まることがしばしばあった。附箋が随所にはさんであるので、それを頼りにみていくのが、三〇年間の出来事がリアルな写真と記事によって再現されていく。一番古いものは一九八八年の27号(七月四日)で、表紙は「モスクワの革命」。特集はゴルバチヨフのペレストロイカである。激動の三〇年がここから始まった。一九八九年の21号(五月二二日)の表紙は「中国における反乱」で、学生たちが天安門で集会を開いている活気あふれる記事だ。趙紫陽党総書記が天安門

広場にやってきて、ハンガーストライキをしている学生たちと語り合う写真も。欄外には、赤ボールペンで「Hoffnung」(希望)という当時の私の書き込みもある。しかし、24号(六月一二日)になると暗転。表紙は「鄧小平」のテロ——中国の大量虐殺後で、五星红旗の下に学生たちの死体が見える。六月四日「天安門事件」の特集で、全一三頁が怒りと悲しみに満ちている。鄧小平が署で学生たちの死体をつまんで微笑むイラスト(フランスのL'Expressよりの転載)は衝撃的だ。

一九八九年分五二冊のうち、後半は旧東独(ドイツ民主共和国=DDR)関係が目立つようになる。最初は一九八九年の33号(八月一四日)。特集のタイトルは「DDRは爆発するか?」——ボーネッカー社会主義からの大脱走。「ベルリンの壁」崩壊前の一九八九年夏から急増する旧東独市民の国外脱出を描いた特集である。まさか一月九日に壁が崩れるとは誰も思いもしないから、「壁」の存続を前提に、旧東の民主活動家などへのインタビュー記事などが続く。43号(一〇月九日)は「悲劇——DDR建国四〇周年」と題して、旧東独市民の大量脱出がさらに拡大したこと、旧西独各地につくられた難民収容施設の状況などがレポートされている。44号(一〇月三〇日)は「DDR・不安のない国民」として、自由を求めるデモがさらに激化していること、ボーネッカ

ー議長が追放され、クレンツ議長に変わったことなどを伝える。45号(一一月六日)「DDRはまだ救えるか」は、旧東独の「衛星政党」のドイツ自由民主党(LDPD)議長へのインタビューを掲載し、「これは革命だ」と語らせていく。政権党の社会主義統一党(SED)指導部も「改革派」に変わったことから、付度を続けてきた「衛星政党」も急に元気になって、西側メディアに本音を語っている。しかし、この号が発行された三日後の一一月九日(木)夜一時二〇分、「壁」は崩壊を始める。

それを受けて、46号(一一月一三日)は「DDR人民が勝利。開かれた国境、自由な選挙」という熱さがわる見出しが、特集は「平和革命」である。前号までとうってかわって、夢が現実となつた驚きと興奮を感じられる。しかし、編集長解説は冷静である。「それはまだなくなりっていない。(ベルリンの)壁。だが、一つ言えることがある。それは万里の長城のように長くはもないだろうということだ。(東西)両側からピックルと斧で壊されるだろう。一七八九年のバスティユ牢獄のように」48号(一一月二七日)は「一〇月九日に何が起きたか——革命の首都ライプツィヒ」として、「壁」崩壊のきっかけをついた一〇月九日デモ(以降、月曜デモとして継続)を掘り下げている。流血の天安門事件から四カ

月。ホーネッカーは武力弾圧も考へていた。しかし、「ブランデンブルク門を天安門にしてはならない」というソ連党書記長ゴルバチョフの圧力により、旧東独政権の幹部たちはホーネッカーを解任した（一〇月一八日）。実はライプツィヒでもデモ隊を武力弾圧する動きがあり、緊迫した場面が続いていた。ライプツィヒ・ゲヴァントハウス管弦楽団の指揮者、クルト・マズアが和平的解決を要望するメッセージを発表して、国際的にも注目を集めた。この号の特集には、そのレポートもある。一口に「ベルリンの壁崩壊」といって、そこに至る一週間ごとのレポートを読みながら、歴史が動く瞬間の興奮と熱さを感じつつ、「壁」崩壊への過程を追体験し、その意味を再確認する、またとない機会になつた。「断捨離」の創造的効果である。

## II 「壁」をつくす側の論理

——「ベルリン」から「ムンハイク」へ  
「ベルリンの壁」は一九六一年八月一三日（日）未明、まずは民兵組織「労働階級戦闘団」（KdA）がブランデンブルク門を中心に入る壁をつくって、東西の交通を遮断した。すぐに有刺鉄線で封鎖され、統いて本格的な壁の建設が始まった。旧西ベルリンを囲む「壁」は一五五キロ（旧東ベルリンとの境界部分四三キロ）である。

向けて作られていた。よくそこまで考えたものだと感心するほどに、またドイツ人らしく、心憎いほどに周到かつ徹底していた。

旧東独国境警備隊の政治教育用小冊子（一九八六年発行）には、「八月一三日の措置は、西独と他のNATO諸国の侵略的帝国主義的勢力を抑制し、かつヨーロッパの平和を救う、フルシャワ条約機構諸国共同の政治行動だった」と説明されていた<sup>(4)</sup>。技術者や医者などのエリート層を含む市民の西への大量脱出を阻止するのが真の目的とはおくびにも出さない。

同じく国境警備隊の小冊子『安定した国境、安定した平和』（一九八八年）にはこうある<sup>(5)</sup>。「国境の不可侵性の維持のあらゆる努力は、最も重要な人権、平和のうちに生存する権利の実現である。社会主義権力は常に平和と権力である」と。

四年前、大学院生時代に社会主義憲法の「平和的生存権」論（旧東独の“Staat und Recht”誌の論文など）を読んだときの違和感が忘れられない。それらの論文が、社会主義の軍事力（核を含む）のおおらかな肯定を前提としたからである。およそ日本国憲法の「平和的生存権」とは本質的に異なる。旧ソ連によるチニコ侵略や中国「人民解放」軍による天安門事件などを経て、すでに

一体、ここでどれだけの命が失われただろうか。これまでさまざま数字が挙げられてきたが、最近では、ベルリン市の公式ホームページやドイツ政治教育センター発行の文書に出てくる数字、すなわち「少なくとも一三六人が定着しつつある。このうち九〇人は射殺である<sup>(6)</sup>。多くの尊い人命が、無粋で無機質な「壁」を守るために奪われた事実に変わりはない。旧東独の国境法は「銃器の使用」について厳しい要件を課しており（二七条一項～五項）、若者や女性には「可能な限り」適用しない（同四項）としていたにもかかわらず<sup>(7)</sup>、「壁」を越えようとする若者を背後から射撃して殺害していた。「壁」での射殺は自國の法律にすら違反する行為だった（統一後の裁判で、市民射殺の刑事責任が追及された）。一体、「壁」は何を守るうとしたのだろうか。

公式には、帝国主義の侵略から旧東独体制を防衛するためとされた。それは「反ファシズム防護壁」（Antifaschistischer Schutzwall）と呼ばれた（W・ウルブリヒト第一書記）。だが、「壁」の構造を見れば直ちにわかるように、それは西側への対処ではない。明らかに自国（東）から西へ「逃亡」する人々を阻止する構造になっていた。鉄条網も、よじ登りにくくする角度やさまざまな仕掛けも、さらには「壁」に到達するまでの中間地帯の仕組みも、各種の監視装置も、すべて自國（東）側に

「壁」崩壊以前に、「社会主義＝平和」神話も崩壊していく。

ところで、世界にはさまざま「壁」がある。「ベルリンの壁」建設から半世紀となる一〇一一年八月、あるドイツ紙が「古い壁、新しい壁」という写真特集を組み、七つの「新しい壁」を紹介したことがある<sup>(8)</sup>。第一の「壁」は、朝鮮半島の38度線である。第二に、二〇〇三年にイスラエルがヨルダン川西岸地区に建設した「アバルトヘイト・ウォール」（人種隔離壁）。「壁」の高さは「ベルリンの壁」を上回り、その長さは最終的に七五九キロとされている。国連安保理は、イスラエルにこの「壁」建設の中止と撤去を求めたが、イスラエルは無視している。第三に、不法移民を阻止するために、米国政府がメキシコ国境で設置した金属製の柵であり、カルフォルニア州では鉄条網と電子監視装置である。第四にシリアルのガラン高原。イスラエルが有刺鉄線で隔てている。第五にルーマニアのバヤ・マレ（Baia Mare）。ロマの居住地域を隔離するための二メートルの高さの壁がある。第六に、地中海にあるスペインの飛び地領土のメリリヤで、アフリカからの難民が押し寄せ、国境警備が厳重になった。第七に、西サハラ。一九七五年以来、モロッコが西サハラの一部を占領しているが、アルジェリアに支援された運動から隔離するため、「砂の壁」を建設して、

地雷を敷設している。

ここでいう七つの「新しい壁」のうち、「ベルリンの壁」崩壊から二七年が経過してトランプ政権が誕生し、ここに「う三つ目のメキシコ国境の柵が注目されるに至った。トランプは大統領選挙中からメキシコ国境に本格的な「壁」を建設するとして、当選後はその実現のための予算などをめぐって議会（下院）と対立している。トランプが従来からある国境のフェンスの存在に意識的に触れず、「壁」を作ると叫んだのには理由がある。実際に「壁」を米国四州にまたがる国境線三一四キロに築く労力とコストを考えれば無謀な発想である。トランプの「壁」公約は、「メキシコの壁」を完全に実現するというよりも、極端な「壁」思考を広めることそれ自体に狙いがあるのでないか。まさに「内なる壁」の建設である。

四分の一世紀の周期で、人類は「孤立」と「開放」を繰り返すのだろうか？。「一九八九年」（「壁」崩壊）が世界の民主主義と市場経済の発展に与えた影響は確かに大きい。しかし、その「効果」は複雑である（同時性のジレンマ）<sup>(8)</sup>。行き過ぎたグローバル化あるいはボーダレス化への反動が、トランプ政権をはじめ、英国のEU離脱、ヨーロッパ諸国における右翼ボピュリズム政権の誕生に連動しているとすれば、いま、世界は「壁」

に象徴される「隔離」の方向に進んでいる。それは異質な他の排除と孤立主義によって特徴づけられる<sup>(9)</sup>。トランプが大統領に当選した直後に、ドイツの保守系紙は「壁のおぞましきカムバック」という特集を組んだ<sup>(10)</sup>。世界史的に見れば、トランプ政権の誕生は、間違いない巨大な歴史反動であろう。

### 三 「内なる壁」の思考と行動

#### —ケムニッツで起きたこと

二〇一八年夏、北ドイツとデンマークをまわっていた人が路上で刺殺された。容疑者としてシリア国籍とイラク国籍の二〇代男性が拘束されたというので、市内のメインストリートには夕方までに極右グループが集結してデモを始めた。警察機動隊は出動したが、何の規制もない。極右デモは六〇〇〇人に膨れ上がった。極右運動ペギーダ（西洋のイスラム化に反対する愛国的欧州人（PEGIDA））がさらなるデモを呼びかけた<sup>(11)</sup>。二

月二六日未明、ケムニッツ市で、キューバ系ドイツのザクセン州副首相（SPD）の言葉を紹介している。権力の内側からネオナチに寛容な「空気」が作られ、極右、ネオナチの言動を積極的に肯定はしないものの、これをあえて否定もしない。トップのそうした「穏和な」姿勢が、極右やネオナチの動きを加速しているというのが現状ではないか。ここに、ドイツの今日的な危機の根源がある。その背後には、難民問題に端を発する国民の不安と不満、政治への不信がある。欧州において「自国フアースト」を強く打ち出すボピュリズム政権・勢力が進出している所以である。

### 四 日本における「壁」思考

#### —「昭和憲法」から「令和憲法」へ？

他方、沈黙や暗黙の了承もまた、極右的な言説を側面から支えているともいえる。例えば、「ザクセンといふ悪夢（Der Sachsen Alptrum）」と題する評論によれば<sup>(12)</sup>、ケムニッツ事件が起きたザクセン州には極右を受容する「空氣」が存在し、それはドイツ統一後、一二年にわたって州首相を務めたクルト・ビーデンコップの動きに対しても、「ザクセンには人種主義の問題は存在が大きい」という。彼は「帝王クルト」と呼ばれるほどに圧倒的な影響力をもってザクセンを統治した。極右の動きに対しても、「ザクセンには人種主義の問題は存在しない。ザクセンはそれに対し免疫がある」と主張して、寛容な態度をとり続けた。この評論は、「ザクセン

日本はどうか。安倍政権は、戦後政治史において、最も権威主義的特徴を具備した政権といえるだろう。権力の私物化の傾向が著しく、新元号すら「首相自ら解説する」記者会見を開いて、自らの政策である「一億総活躍社会」まで読み込んでしまう<sup>(13)</sup>。これにはさすがに驚いた。元号法制定から四〇年。元号を内閣だけで決められた政令方式にしたことのマイナスが一気に健在化した<sup>(14)</sup>。「一〇連休」という非日常をセットした上で、新

し、「元帥、新しい天皇、新しい絆」そして「新しい憲法」と、リセット気分を盛り上げる演出が行われた<sup>(1)</sup>。異例のことが続くので、あまり気がかけなかつた例として、五月四日に行われた一般参賀がある。『京都新聞』社説はこう批判する。「内閣は当初、平成の代替わりに做り、10月11日の「即位礼正殿の儀」の後に行う計画だつた。官邸サイドが方針転換し、押し切られる形で10連休中の前倒しが決まつたところ。夏の参院選を控え、代替わりの成功を政権浮揚に結びつけようとした官邸の思惑が透ける。『皇室の政治利用と言われるのかしくなく』——内閣府サイドからそんな声が上がるのも、めぐらしだと幅ね知るを得な」<sup>(2)</sup>。こんなところにも、「権力の私物化」の兆候があらわれていふ。  
新天皇の即位の二日後に、「令和」最初の憲法記念日を迎えた。新天皇の憲法への姿勢は、「憲法は『まことに國の元首』」といつぱりである（なお、前天皇は「眞理」といふに日本国憲法を守り）だつた。安倍首相が五月三日には日本会議系フォーラムに寄せたメッセージでは、「憲法をのぞむ（乗っ取る）」という姿勢を明確にしたものだつた。国民のなかで議論を巻き起するところ、元首が「首相が1010年施行しないことを切つた」いふは要注意である。「元帥が変わる。紙幣も変わる。」との機会に憲法も変えねば、何の脈絡もなし、とばかり「新

し、「昔」になるから「へいへい」か「トセリヤ」としようとする動きが進んだ<sup>(3)</sup>。国の政治のあり方を規定する最高法規に対する「憲法が」「みつともない憲法やかな」「こんなやさしい憲法」「ふんわり憲法」の懸念の限りを近くする<sup>(4)</sup>。それが「憲法くわく首相」である。その首相が「100%支持」で寄り添うのが、「メキシコの壁」をはじめ、世界に新たな「壁」を撤散・拡大していくトランクだある。この二人の退場が、新しい「翻」思考を克服して、より上で決定的に重要なふだら。

- (一) 水島朝穂・直樹「憲法（一）」「憲法と「憲法」——「憲法」や憲法」(<http://www.asahocorp.jp/bkno/2019/0415.html>)、訳「岸成」63年間記述出典代表「眞立」編の序」(<http://www.asahocorp.jp/bkno/2019/0513.html>) 参照。
- (2) Aus Politik und Zeitgeschichte vom 1. 8. 2011.
- (3) Ministerrat der Deutschen Demokratischen Republik, Ministerium für Nationale Verteidigung, DV 718/0/008 (Einsatz der Grenztruppen zum Schutz der Staatsgrenze), Grenzposten, 1984, Ah/8-9.
- (4) Wachsam und Kampfentschlossen: Der 13. August 1961, Für die politische Schulung der Grenztruppen,

## 1986, S. 3.

- (1a) Gesicherte Grenze – Gesicherter Frieden, Beiträge zur Geschichte der Grenztruppen der DDR, 1988, S. 11.
- (1c) Frankfurter Rundschau vom 14.8.2011. 水島・直樹「翻」なぜか憲法の論理——「なぜかへて翻」複数品岡井（<http://www.asahocorp.jp/bkno/2011/0822.html>）参照。
- (1d) 水島・直樹「政權へ新へ」「翻」G 電子——「なぜかへて翻」崩壊25年後G 11・8」(<http://www.asahocorp.jp/bkno/2016/1114.html>)。
- (1e) E. Jesse (Hrsg.), 1989 und die Perspektiven der Demokratie, 2011, S. 12-15.
- (1f) 水島・直樹「翻」昭和G 崩壊——「なぜかへて翻」中略、くわくへて翻」(<http://www.asahocorp.jp/bkno/2016/1205.html>) 参照。
- (1g) Die Welt vom 29.11.2016. 水島・直樹「翻」昭和G 崩壊——「なぜかへて翻」くわくへて翻」(<http://www.asahocorp.jp/bkno/2016/1205.html>) 参照。
- (1h) 『京都新聞』110-11年五月内日本社説S. 10-20. 水島・直樹「ふみまへて翻」——「水島G 夜」8周年」(<http://www.asahocorp.jp/bkno/2018/0917.html>) 参照。
- (1i) 水島・直樹「なぜかへて翻」——「なぜかへて翻」崩壊から25年（一）」(<http://www.asahocorp.jp/bkno/2016/0822.html>) 参照。
- (1j) Frankfurter Allgemeine Zeitung vom 2.9.2018.
- (1k) Kieler Nachrichten vom 29.8.2018.
- (1l) 「抜粋区題練習大田品柳少郎」(110-11年五月内1月) 参照。
- (1m) 「憲法カード」([https://www.kantei.go.jp/jp/98\\_abe/statement/2019/0401singengou.html](https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/statement/2019/0401singengou.html)) 参照。
- (1n) 「10年前」元帥はへてせ国民主義への不適合性を指摘する元帥を憲法や扱ふるへて法律事項説も存在した（有倉澤市「尺度法私化問題の憲法学的考察」法律並一九七九年四月号—一五八頁）。水島・直樹「元帥は政権の私物ならか——元帥法制定40周年」(<http://www.asahocorp.jp/bkno/2019/0211.html>) 参照。
- (1o) 水島・直樹「統治者へ」トロ「翻」——新日本G 8おめでたの裏様」(<http://www.asahocorp.jp/bkno/2019/0408.html>) 参照。
- (1p) 『京都新聞』110-11年五月内日本社説。
- (1q) 水島・直樹「絶対便乗型改憲——トロ「翻」G 8おめでたの裏様」(<http://www.asahocorp.jp/bkno/2019/0429.html>) 参照。
- (1r) 水島・直樹「なぜかへて翻」——「なぜかへて翻」G 8おめでたの裏様」(<http://www.asahocorp.jp/bkno/2019/0520.html>) 参照。
- (1s) (中略)